

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認茨城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

## 茨城国民年金 事案 1226

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から同年6月まで  
ねんきん特別便を確認したところ、昭和62年4月から同年6月までの国民年金保険料が未納とされていた。  
昭和62年12月の婚姻後、A市区町村役場において国民年金の相談に行ったところ、2年間は遡って保険料を納付することができるという説明を受けたため、その時点で納付可能な保険料を何回かに分けて納付していた。  
このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金に加入した時期は、直前の被保険者の国民年金手帳記号番号により、昭和63年10月1日以降であると考えられ、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間前後の61年7月から62年3月までの期間及び62年7月から同年11月までの期間の国民年金保険料を合計4回にわたり、それぞれ時効直前に過年度納付していることが確認できることから、申立期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難い。

また、申立期間は3か月と短期間である上、申立人と昭和62年12月\*日に婚姻した申立人の夫の収入は安定しており、申立人に係る申立期間の保険料を納付するのに経済的な問題は無かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの期間、同年10月、同年11月及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年4月から同年9月まで  
② 昭和48年10月及び同年11月  
③ 昭和50年1月から同年3月まで

年金事務所に納付記録を確認したところ、各申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。

しかし、父が亡くなった後、国民年金の加入手続きを行い、未納となっていた保険料をまとめて納付し、その後は納税組合を通じて保険料を納付してきたはずである。

このため、各申立期間のみが未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金被保険者名簿及び被保険者台帳（特殊台帳）により、申立期間③の前後の期間に係る国民年金保険料については現年度納付されている事実が確認できることから、申立期間③の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

また、申立人は、昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料を現年度納付している事実が確認できることから、この時点において納付可能であった申立期間①及び②の保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間②直後の昭和48年12月の国民年金保険料を過年度納付している事実が確認できることから、納付期限が同じである申立期間②の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年2月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和61年8月  
② 昭和61年11月から62年1月まで  
③ 昭和63年2月から同年4月まで  
④ 昭和63年5月から平成元年3月まで

ねんきん特別便を確認したところ、各申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが判明した。

各申立期間については、会社を退職するたびに国民年金と国民健康保険の加入手続きを行い、妻が保険料を納付してくれていたはずである。

このため、各申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、各申立期間について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたと主張しており、オンライン記録により、申立人の妻は、申立期間③における自身の保険料を現年度納付していることが確認できることから、申立人の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

2 各申立期間について、申立人は、会社を退職するたびに国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録により、申立人の年金記録については、昭和62年4月4日に、国民年金被保険者資格取得年月日が61年11月21日から同年8月10日に訂正されたことが確認できることから、申立人は、申立期間①当時には、国民年金の加入手続きを行っていなかったものと推認できる。

また、申立人は、申立期間④の国民年金保険料を継続して納付していたと

主張しているところ、オンライン記録によれば、平成2年6月6日に、申立人の過年度保険料に係る納付書が作成されていることが確認できることから、この時点において、少なくとも申立期間④の一部の保険料については未納であったことが推認できる上、申立人の妻についても、申立期間②及び④の保険料が未納となっている。

さらに、申立人は、各申立期間の国民年金保険料を後からまとめて納付したことはないと主張しており、事実、各申立期間の保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間①、②及び④の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間①、②及び④の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間③の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの期間及び平成元年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年10月から61年3月まで  
② 平成元年9月

年金事務所に納付記録を照会したところ、両申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。申立期間①については、夫婦そろって納税組合を通して保険料を納付した。申立期間②については、後からまとめて時効にならないよう、夫婦一緒に保険料を納付したことを覚えている。

このため、両申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金保険料について、現年度納付していたと主張しているところ、その前後の期間の保険料が現年度納付されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料について、申立人の妻が平成3年5月30日に過年度納付したと主張しており、事実、オンライン記録により、同日に申立人の元年4月から同年8月までの保険料と、申立人の妻の元年4月から同年7月までの保険料が一緒に納付された事実が確認できることから、申立人の申立期間②の保険料のみを納付しなかったとは考え難い。

さらに、両申立期間はそれぞれ6か月及び1か月と短期間であり、申立人は、両申立期間を除き、国民年金被保険者期間の保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 茨城厚生年金 事案 1570

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月 5 日から 42 年 10 月 20 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 35 年 9 月 5 日から 42 年 10 月 20 日までの期間について、43 年 12 月 24 日に脱退手当金が支給済みになっている旨の回答を受けた。  
しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金については、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から、約 1 年 2 か月後の昭和 43 年 12 月 24 日に支給決定されたことになっていることに加え、同社において申立人の健康保険整理番号の前後 120 人の中に脱退手当金の受給権を有する女性は 34 人いるが、実際に脱退手当金を支給された記録があるのは申立人以外に 7 人のみであることが確認できることから判断すると、事業主による代理請求が行われていたとは考え難い。

また、申立人の戸籍上の氏名は「B氏」であるが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名が「C氏」と誤って記載されていることから判断すると、申立てに係る脱退手当金が申立人の意思に基づく請求であったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 茨城厚生年金 事案 1571

### 第1 委員会の結論

申立期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を 53 万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から 6 年 1 月 15 日まで  
年金事務所で年金記録を確認したところ、A社の記録において、平成 4 年 4 月 1 日から 6 年 1 月 15 日に資格喪失するまでの標準報酬月額が、当時の給与より低いことが判明したため、標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 6 年 1 月 15 日より後の同年 3 月 2 日付けで、4 年 4 月 1 日に遡及して、36 万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人が、申立期間において、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

しかし、遡及訂正処理が行われた平成 6 年 3 月 2 日は、A社が破産宣告を受けた同年 1 月 19 日よりも後である上、申立期間当時のA社の元事業主に照会したところ、申立人は、同社の取締役であったが、社会保険関係事務には関わっておらず、社会保険に関する決定権限は持っていなかった旨の証言が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記の

ような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要であると認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和21年4月8日に、資格喪失日に係る記録を22年7月2日に訂正し、申立期間のうち21年4月から22年5月までの期間に係る標準報酬月額を150円、同年6月に係る標準報酬月額を200円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月8日から22年7月2日まで

年金事務所に私の夫の父の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた期間のうち、昭和21年4月8日から22年7月2日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

私の夫の父は、昭和22年\*月に亡くなるまでA社B工場に勤務していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「所員退職者原簿」(写し)により、申立人が昭和9年7月26日に同社に入社し、22年\*月\*日に死亡のため退職したことが確認できる。

また、A社から提出された「厚生年金保険資格喪失台帳」(写し)により、申立人が昭和21年4月8日にA社C工場において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同日付で同社B工場に転勤したことが確認できる。

さらに、A社に照会したところ、申立人は昭和9年7月26日から22年\*月\*日まで、同社において正社員であったことが確認できるので、申立期間においても厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除し

ていたはずであるとの回答が得られた。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、A社B工場に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の標準報酬月額は、昭和21年4月1日の法改正による標準報酬月額の改正により、同日付で150円となっていることが確認できることから、申立期間のうち、21年4月から22年5月までの標準報酬月額は150円、同年6月に係る標準報酬月額は、同年6月1日の法改正により200円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、仮に、事業主から申立人の申立期間に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から申立てどおりの資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和21年4月から22年6月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 茨城厚生年金 事案 1573

### 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成6年1月15日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については15万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月30日から6年1月15日まで  
年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成5年12月30日から6年1月15日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。確かに勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、当初、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成6年1月15日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年1月15日より後の同年3月2日付で、当該記録が取り消され、5年12月30日に遡って被保険者資格を喪失させる処理が行われていることが確認できる。

また、申立人のA社に係る雇用保険の被保険者記録については、資格取得日が平成4年4月1日、離職日が6年1月15日となっていることが確認できる。

さらに、申立期間当時のA社の事業主に照会したところ、申立人は、同社B工場で検査業務を行っており、社会保険事務に関与していなかった旨の証言が得られた。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、資格喪失日に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成6年1月15日に訂正することが必要であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、平成5年11月のオンライン記録から、15万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和19年2月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を150円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年2月1日から20年3月1日まで  
年金事務所に私の夫の父の厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた期間のうち、昭和19年2月1日から20年3月1日までの期間について、記録が無かった旨の回答を受けた。

確かに勤務していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の子の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「所員退職者原簿」(写し)により、申立人が昭和9年7月26日に同社に入社し、22年\*月\*日に死亡のため退職したことが確認できる。

また、A社に照会したところ、申立人は昭和9年7月26日から昭和22年\*月\*日まで、同社において正社員であったことが確認できるので、申立期間においても厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料を控除していたはずであるとの回答が得られた。

さらに、A社の回答及び申立代理人の証言から判断すると、申立人は、申立期間において同社C工場に勤務していたものと考えられるところ、同社本社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に同社C工場に勤務していた者が登載されていることが確認できるため、当時、同社C工場に勤務していた者については、同社本社において厚生年金保険に加

入させていたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、A社（A社C工場）に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和19年2月1日の資格喪失時は140円であることが確認でき、同社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、20年3月1日の資格取得時は150円であることが確認できることから、申立期間の標準報酬月額は150円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

ねんきん特別便が届き、納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。昭和47年3月に会社を退職した後、自分で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付した。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、昭和51年3月8日であることが確認できることから、この時点では、申立期間の過半については時効により保険料を納付できない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、後から遡って納付したことはないと主張しており、事実、申立期間の保険料について特例納付又は過年度納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年1月までの期間及び54年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から48年1月まで  
② 昭和54年5月から同年12月まで

年金加入記録を照会したところ、昭和47年11月から48年1月までの期間及び54年5月から同年12月までの期間の国民年金保険料の納付記録が確認できなかった。厚生年金保険被保険者資格を喪失したため、47年11月及び54年5月頃、A市区町村役場において国民年金の加入手続きを行い、両申立期間の保険料については、自身と母が同市区町村役場かB銀行C支店で納付していたはずである。

このため、両申立期間の保険料の納付記録が確認できないことに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年11月頃及び54年5月頃にA市区町村役場において国民年金の加入手続きを行い、両申立期間の国民年金保険料については、同市区町村役場又はB銀行C支店で納付していたと主張しているが、両申立期間当時に申立人の居住地を管轄する社会保険事務所(当時)において払い出される国民年金手帳記号は「\*」であり、申立人には現在の基礎年金番号となった厚生年金保険記号「\*」があるのみで、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の主張は矛盾している。

また、オンライン記録により、申立人が、初めて国民年金被保険者資格を取得したのは、平成9年4月30日であったことが確認できることから、申立人が国民年金被保険者資格を取得した時点で、両申立期間は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 12 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 12 月から 60 年 12 月まで

年金加入記録を照会したところ、昭和 58 年 12 月から 60 年 12 月までの国民年金保険料が未納とされていた。厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、59 年 1 月頃、A 市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、納付書により同市区町村役場で納付していたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失したことから、昭和 59 年 1 月頃に国民年金の加入手続を A 市区町村役場で行い、申立期間の保険料については、納付期限ごとに同市区町村役場の窓口で納付していたと主張しているが、申立人の前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、申立人が国民年金に加入した時期は 61 年 1 月 29 日から同年 2 月 5 日の間と考えられ、この時点では、申立期間の保険料を過年度納付により納付する必要があり、申立人の主張と相違している。

また、オンライン記録から、申立人は、国民年金の加入手続を行ったと考えられる期間を含む昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの保険料を同年 5 月 22 日に納付していることが確認できることから、この時点では、申立期間の一部については時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、納付期限ごとに A 市区町村役場で納付しており、後からまとめて納付したことはないと主張しており、申立期間の保険料が過年度納付された事情は見当たらない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの期間及び 57 年 2 月から 59 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月まで  
② 昭和 57 年 2 月から 59 年 6 月まで

ねんきん定期便を確認したところ、昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの期間について、国民年金保険料の納付事実が確認できず、57 年 2 月から 59 年 6 月までの保険料が未納とされていた。

昭和 57 年 2 月 6 日付けで会社を退職後、A 市区町村役場に勤務していた父が、私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間②の保険料を継続して納付してくれ、学生であった申立期間①についても、遡って保険料を納付してくれた記憶がある。

このため、申立期間①について国民年金に未加入とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が学生であったことによる国民年金の任意加入期間であり、事実、申立人が所持する年金手帳には、申立人が初めて国民年金被保険者となった日が「昭和 57 年 2 月 7 日」と記載されていることが確認できることから、申立期間①においては国民年金被保険者資格を有しておらず、保険料を納付することはできない。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、直前の被保険者の国民年金手帳記号番号により、昭和 61 年 4 月 1 日以降であると考えられる上、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間②直後の 59 年 7 月から 60 年 3 月までの保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立期間②については、時効により保険料を納付することができなかつたものと推認できる。

さらに、申立人は、申立人の父が昭和 57 年 2 月頃に、B 市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、両申立期間の保険料を納付していたと主張しているところ、仮に、申立人の主張どおりであれば、申立人の国民年金手帳記号は、B 市区町村を管轄する社会保険事務所（当時）の「\*」となるべきであるが、申立人の同記号は「\*」となっており、60 年 3 月 1 日の C 社会保険事務所（当時）開設日以降に発行されたものであることが確認できることから、申立人の主張には矛盾が認められる。

加えて、申立人は、申立人の父が国民年金の加入手続を行い、両申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の父は既に他界しているため、両申立期間当時の具体的な状況が不明である。

その上、両申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに両申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 茨城国民年金 事案 1234

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月

ねんきん定期便を確認したところ、平成元年4月の国民年金保険料が未納とされていた。

私は、平成3年6月末に会社を退職後、A市区町村役場において国民年金の加入手続を行った際に、申立期間の保険料を遡って納付しており、2年の時効についての説明は受けていない。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年6月末に会社を退職後、A市区町村役場において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したと主張しており、事実、申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金被保険者カードにより、3年7月23日であることが確認できるが、申立期間については、時効により保険料を納付することができない。

また、申立人が国民年金に加入したと考えられる平成3年7月23日以降の時点では、特例納付制度は存在しないため、申立期間の保険料を遡って納付することはできない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から3年3月まで  
ねんきん定期便を確認したところ、平成元年3月から3年3月までの期間の国民年金保険料について、納付事実が確認できなかった。  
申立期間については、私の祖父又は母が私の国民年金の加入手続を行い、母の保険料と一緒に納付していた。  
このため、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、申立人が初めて国民年金被保険者となった日が「平成5年11月26日」と記載されていることが確認できる上、申立期間については学生であったことによる任意加入期間であり、国民年金被保険者資格を有しておらず、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立人の祖父又は母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、申立人の祖父は他界しており、申立人の母も覚えていないため、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえず、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 12 月 26 日まで  
② 昭和 41 年 3 月 1 日から 44 年 4 月 29 日まで

年金事務所に厚生年金加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 39 年 11 月 1 日から 40 年 12 月 26 日までの期間及び 41 年 3 月 1 日から 44 年 4 月 29 日までの期間について、脱退手当金が支給済みである旨の回答を受けた。私は昭和 44 年 5 月から B 都道府県に住んでいたため、脱退手当金の請求はできないはずであり、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 44 年 9 月 24 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 12 日から 36 年 12 月 30 日まで  
② 昭和 37 年 2 月 6 日から 41 年 5 月 1 日まで

日本年金機構から届いたはがきを確認したところ、A社に勤務していた昭和 35 年 10 月 12 日から 36 年 12 月 30 日までの期間及びB社に勤務していた 37 年 2 月 6 日から 41 年 5 月 1 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人のB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、B社を退職後、103月の期間、国民年金の加入手続きをしておらず、脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 2 月 5 日から 44 年 8 月 26 日まで  
日本年金機構から届いたはがきを確認したところ、A社に勤務していた昭和 42 年 2 月 5 日から 44 年 8 月 26 日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることが判明した。  
しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について脱退手当金が支給済みとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できるとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無く、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年7月10日から38年7月6日まで  
年金事務所から、A社に勤務していた昭和35年7月10日から38年7月6日までの期間について、脱退手当金が支給済みとなっている旨の通知を受けた。私は、当時、脱退手当金についての知識も無く、請求した記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人に脱退手当金が支給されたことを示す「脱」表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の実支給額についても法定支給額と一致し、計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても申立期間に係る脱退手当金を受給した記憶が無いと主張するのみで、ほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 36 年 6 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 32 年 9 月 1 日から 36 年 6 月 1 日までの期間について、加入記録が無かった旨の回答を受けた。

A社に勤務していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた複数の同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において、A社に勤務していたことが推認されるものの、申立人に係る厚生年金保険の加入状況や保険料の控除について具体的な証言は得られなかった。

また、申立人は、申立期間において、申立てに係る事業所とは異なるB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は見当たらず、健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、A社から、当時の資料は残っておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況は不明との回答が得られた。

このほか、申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料などを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 16 日から 39 年 6 月 1 日まで  
年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社に勤務していた昭和 30 年 4 月 16 日から 39 年 6 月 1 日までの期間について、39 年 9 月 11 日に脱退手当金を支給済みになっていることが判明した。

しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金が支給済みとなっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約3か月後の昭和 39 年 9 月 11 日に、申立期間に係る脱退手当金が支給決定されていることなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の健康保険整理番号の前後 50 人のうち、脱退手当金の受給権を有するのは、申立人を含め 12 人であるが、そのうち 11 人に脱退手当金の支給記録があることから、申立期間当時、同社では事業主による代理請求がなされていた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。